



令和8年8月21日

香川労働局長

友住 弘一郎 殿

香川地方最低賃金審議会

会 長 籠 池 信 宏

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和8年8月21日貴職から、8月5日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する有限会社電マーク、日本ルースト株式会社及び香川県労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和8年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。